

1. 講習科目と時間

講習科目		講習時間	一部免除者（時間）		
			一般講習 35時間	31	15
学科講習	走行に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	4	—	4	—
	荷の運搬に関する知識	4	4	4	4
	運転に必要な力学に関する知識	2	2	2	2
	関係法令	1	1	1	1
	小計	11	7	11	7
実技講習	走行の操作	20	20	—	—
	荷の運搬	4	4	4	4
	小計	24	24	4	4
合計		35	31	15	11
所要日数（目安）		5日	5日	2日	2日

2. 受講資格

講習時間	受講資格
35時間	・未経験者で他の資格を持っていない者
31時間	・車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者
15時間	・労働安全衛生法施行令（以下、「令」という。）第20条第12号若しくは労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第36条第9号の業務のうち令別表第7第1号、第2号若しくは第6号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第20条第14号若しくは安衛則第36条第5号の3の業務に、6月以上従事した経験を有する者
11時間	① 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は2級の技術検定で第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者 ② 道路交通法第84条第3項の大型特殊自動車免許又は同条第4項の大型特殊